

地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域内において、次の行為を行おうとする場合は、当該行為に着手する30日前までに高崎市長に届出が必要です。(都市計画法第 58 条の 2 第 1 項)

■届出が必要な行為

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築..... ※建築確認申請が不要であっても届出が必要です。
- (3) 建築物の用途の変更..... ※地区整備計画に「建築物等の用途の制限」が定められている区域内で、建築物等の用途の変更をする場合(※法令上は用途変更後の建築物が制限に適合しないこととなる場合に届出義務が生じますが、本市において適合の可否を審査・確認するため、用途を変更する際は原則として届出書をご提出ください。)
- (4) 工作物の建設
- (5) 建築物等の形態・意匠の変更..... ※地区整備計画に「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている区域内で、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更をする場合
- (6) 木竹の伐採..... ※地区整備計画に「土地の利用に関する事項」が定められている区域内で、木竹の伐採をする場合

■届出に必要な書類 ◎提出部数:2部(正・副)

- 1 地区計画の区域内における行為の届出書
- 2 委任状(代理人の場合)
- 3 添付図面

行為の種別	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土地の区画形質の変更	案内図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	区域図	1/1000 以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設の表示
	設計図	1/100 以上	造成計画図及び断面図
(2) 建築物の建築 (3) 建築物の用途の変更	案内図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	配置図	1/100 以上	壁面後退距離、斜線制限検討位置、緑化施設の位置及び面積(いずれも制限がある場合のみ)
	平面図	1/100 以上	各室の用途
	立面図	1/50 以上	建築物の高さ、斜線制限検討、屋外広告物の位置及び面積 外壁及び屋根の色彩の制限があるものについては、着色(いずれも制限がある場合のみ)
(4) 工作物の建設	案内図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	配置図	1/100 以上	工作物の位置等
	立面図	1/50 以上	工作物の寸法、高さ等
(5) 建築物、工作物の 形態・意匠の変更	案内図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	配置図	1/100 以上	建築物、工作物の位置等
	立面図	1/50 以上	変更に係る部分がわかる図面
(6) 木竹の伐採	案内図	1/1000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
	区域図	1/1000 以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設の表示
	設計図	1/100 以上	造成計画図及び断面図

※建築確認に使用する図書を準用する場合には、縮尺を上記によらないことができます。(明確に内容が確認できたものに限る)

* その他参考となるべき事項を記載した図書

・求積図、面積算定図、外構図、用途制限確認票等

4 地区計画届出書類チェックシート

■変更の届出

届出に係る事項のうち設計又は施工方法を変更する場合、当該行為に着手する日の30日前までに地区計画の区域内における行為の変更届出書を提出して下さい。(添付図書及び提出部数は上記と同じです。)

◆届出・問合せ先◆高崎市都市整備部都市計画課<本庁 11 階>
TEL:027-321-1269 〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1